

家賃や生活費のための資金が借りられます！

児童養護施設退所者等自立支援資金 貸付事業 令和5年度募集案内

社会福祉法人 七戸美光園

1 貸付制度の目的

この制度は、進学や就職により児童養護施設等を退所した方等が安定した生活基盤を築けるよう家賃相当額や生活費の貸付を行い、円滑な自立を支援することを目的としています。

2 貸付の対象者

(1) 生活支援費

ア 青森県内の児童養護施設等を退所、又は里親等の委託を解除されてから5年が経過するまでの間、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、学校教育法に定められた大学等に在学する方（以下「進学者」という。）

イ 次の(2)イに定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

(2) 家賃支援費

ア 進学者

イ 青森県内の児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除されてから5年が経過するまでの間、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、就職（雇用保険の適用基準である1週間の所定労働時間が20時間以上）している方（以下「就職者」という。）

3 貸付期間及び貸付額

(1) 生活支援費

ア 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額50,000円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し経済的に厳しい状況にある方は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額80,000円とする。）

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月間

貸付額：月額80,000円

(2) 家賃支援費

ア 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

イ 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

4 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

5 貸付金の交付

原則として年に4回、3ヶ月分毎の分割交付とします。医療費等相当額については申請以降の交付日に追加します。なお理事長が必要があると認めるときは、都度、貸付額に相当する額を交付することができることとします。

6 連帯保証人

連帯保証人は原則として1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

7 返還の免除

貸付を受けた方が以下の要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

(1) 進学者・・・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

(2) 就職者・・・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

8 申請の手続き方法

令和5年4月から自立支援資金の貸付を希望する方は、児童養護施設又は児童相談所等を経由して、「申請先・問い合わせ先」に令和5年4月20日(木)【必着】までに申請してください。なお、令和4年度に対象となる方の申請は、現在受付中です。

(1) 2つの支援費共通

- ア 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（別記様式第1号）
- イ 住民票謄本（世帯全員のもの）
- ウ 親権者等の同意書（別記様式第2号）
※ 得られない場合は、エ又はオに意見を付してください。
- エ 児童養護施設等の施設長の意見書（別記様式第3号）
- オ （里親委託等上記エの添付ができない場合）保護者等からの経済的な支援が見込まれないことについての児童相談所長の意見書（別記様式第4号）
- カ 連帯保証人の収入を証明する書類（所得課税証明書等）
- キ 児童養護施設退所者等自立支援資金個人情報取扱同意書（別記様式第5号）
- ク 児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）
- ケ 返信用封筒（角2サイズで140円切手を添付。申請結果通知先住所を記入のこと）

(2) 生活支援費

- ア 進学者
 - (ア) 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書等）
 - (イ) 在学している大学等で発行する学生証の写し。ただし、ア（ア）に在籍期間が記載されている場合は省略可。
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し経済的に厳しい状況にある方は、収入の減少状況に関する申立書（別記様式第23号）
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者
収入の減少状況に関する申立書（別記様式第23号）

(3) 家賃支援費

- ア 進学者・就職者共通

1 か月当たりの家賃相当額及び延床面積を証する書類（賃貸契約書等の写し）

イ 進学者

（ア）大学等に在学していることを証する書類（在学証明書等）

（イ）在学している大学等で発行する学生証の写し。ただし、イ（ア）に在籍期間が記載されている場合は省略可。

ウ 就職者

（ア）在職証明書（別記様式第6号。勤務形態・勤務時間等が分かるものであれば任意様式でも可）

（イ）家賃支援費所要額調書（別記様式第7号。家賃等から住宅手当等を除いた額が分かる書類）

9 審査及び結果

申請書類を審査し、貸付の承認又は不承認について申請者あてに通知します。貸付が承認された方には借用書等を提出していただきます。

10 その他

- （1）「3. 貸付期間及び貸付額」の（1）及び（2）の貸付申請は、それぞれ1回までとします。
- （2）青森県内の児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された方で、保護者等からの経済的な支援が途絶えてしまった方は、年度途中でも申請可能な場合がありますので、問い合わせ先へご相談ください。

（申請先・問い合わせ先）

〒039-2526 上北郡七戸町字上町野82番地1

社会福祉法人 七戸美光園 法人本部内

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付担当 甲斐

TEL 0176-62-3078

※申請書、添付書類、その他指定様式は、社会福祉法人七戸美光園の

ホームページ (<https://shichibi.com>) からダウンロードできます。